

藤沢市競争入札参加資格者実態調査要領

制定 平成23年1月1日

(趣旨)

第1条 かながわ電子入札共同システムで認定され、藤沢市の競争入札参加資格者名簿に登載された者(以下「資格者」という。)について、公共事業への不良・不適格業者の参入を防止し、適正な施工体制等を確保するため、その登録内容の実態調査等を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 資格者とは、かながわ電子入札共同システムで資格要件の審査基準に基づき認定された業者をいう。

2 本店若しくは本社(以下「本店等」という。)とは、建設業にあっては、「主たる営業所」として建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による許可を受けている事務所をいう。建設業以外にあっては、総務、経理、人事等を扱う本店機能を有する事務所をいう。

3 支店若しくは営業所(以下「支店等」という。)とは、建設業にあっては、建設業法の規定による許可を受けている事務所をいう。建設業以外にあっては、本店等から委任状が提出され、見積り、入札、契約締結等に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(本店等及び支店等の要件)

第3条 本店等及び支店等として認定するに当たり必要な要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

ア 事務所は事業用の建物であり、登記事項証明書等で確認できること。賃貸住宅の場合は、賃貸借契約書等を確認できること。(兼用住宅の場合、居住部分と事業用部分が完全に分離していること。)

イ 本店等若しくは支店等を藤沢市内に所在地登録している資格者は、藤沢市に法人等市民税が納付されていること。

ウ 契約に使用する契約印，事務等を執り行う机，椅子その他の事務用什器及び電話，ファックス等の通信機器，複写機その他の事務用機器が専用で具備されていること。（ただし，電話，ファックス等が常時不在で他店舗等に転送になっている場合，又は取り次ぎや連絡員のみを配置している場合は不可とする。）

エ 事務所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること。

オ かながわ電子入札共同システムにアクセスし，入札に参加できる要件が整備されていること。

カ 事業所等の公共料金（電気，ガス，水道，電話等）の支払いが，本店等又は支店等の名義でされていること。

キ 事業所が単なる社員等の自宅，又は住居，若しくは他の業者の事務所と兼用されていないこと。

ク 営業に係る帳簿類や従業員の出勤簿等を備えていること。

ケ 建設業にあつては，許可標識及び，建設業法第40条の3に規定する帳簿類が備え付けられていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていること。

ア 営業所長若しくは営業所の代表者等（以下「責任者等」という。）が存在し常駐していること。

イ 責任者等の住所が通勤可能な距離であり，住民票等で確認できること。

ウ 責任者等が本店，若しくは他の支店等と兼務になっていないこと。

エ 建設業にあつては次の事項にも該当すること。

（ア） 経營業務の管理責任者は，資格要件を登記事項証明書等で確認できること。

（イ） 建設業法の規定に基づき，登録工種に係る技術者が専任で常駐配置されていること。

（ウ） 専任技術者の住所が通勤可能な距離であり，住民票等で確認できること。

（エ） 専任技術者が本店，若しくは他の支店等と兼務になっていないこと。

2 前項の要件について，個人事業主は，市長が認めた場合この限りでないものとする。

(調査票の提出)

第4条 市長は、前条の要件を確認する上で必要と認めるときは、資格者に対して、事務所に係る調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）の提出を求めることができる。

(実態調査)

第5条 市長は、資格者を確認する上で必要と認めるとき、及び提出を受けた調査票の実態を確認する場合は、本店等若しくは支店等を訪問し現場の確認や聴き取り等の実態調査を行うことができる。

(調査方法)

第6条 実態調査は原則として、登録業者に対し予告せずに行うものとする。

(報告)

第7条 実態調査を実施したときは、実態調査報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により契約課長に報告するものとする。

(要件を満たしていない者等の対応等)

第8条 市長は、調査票を提出しない資格者、実態調査に協力しない資格者、実態調査によって本店等若しくは支店等の要件を満たしていないと認められる資格者、実態調査票に虚偽の記載を行った資格者に対しては、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の指名停止基準に沿って指名停止、又は資格者の認定を取り消すものとする。

2 前項に基づき指名停止を行った期間のなかで、必要な場合は再調査を行うことができる。また、この調査の中で資格者として認められたときは、指名停止を解除するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

事務所に係る調査票

年 月 日					
(あて先) 藤沢市長 次のとおり、事務所の状況を報告します。 所在地 商号・名称 役職名 氏名					
事務所の概要	事務所形態	専用・兼用の区分	専用		
			兼用	・事務所は何と兼用しているか 住宅 ・ その他() ・事業用部分とその他部分は分離しているか 分離 ・ 非分離 ・賃貸借契約書の有無 有 ・ 無	
		看板の有無		有 ・ 無	
	事務用什器	専用電話(台) 事務用机・椅子(組) パソコン(台, 内かながわ電子入札共同システム入札用 台) プリンタ(台) FAX(台) 契約印(有・無)			
常勤の職員	職員氏名	役職	職種	雇用形態	備考

- 1 役職は、「支店長」「営業部長」等を記入し、役職のない方は未記入としてください。
- 2 職種は、「事務」「技術」「その他」のいずれかを記入し、「技術」と記入した場合は、備考に専門部門を、「その他」と記入した場合は、具体的に仕事内容を記入してください。
- 3 雇用形態は、「正社員」「臨時職員」「パートタイマー」の別を記入してください。

(添付資料) 全て添付してください。

- ・事業所の概要(上記の内容がわかる部分)がわかる写真
- ・事務所の登記事項証明書若しくは賃貸借契約書
- ・法人市民税若しくは市県民税の領収書の写し(最新分)
- ・光熱水費通話料の支払いがわかる会社名義の領収書の写し(最新分)
- ・責任者等の住所がわかる書類(住民票・健康保険証の写し等)
- ・法人の登記事項証明書
- ・建設業にあっては技術者の住所がわかる書類(住民票・健康保険証の写し等)許可標識の写し(写真可)及び建設業法第40条の3に規定する帳簿類のわかる写真

